

第73回国民体育大会 セーリング競技

宮城県予選 帆走指示書[SIs]

1. 規則

- 1.1 本大会は、「2017-2020セーリング競技規則（以下、「規則」という。）に定義された規則を適用する。ただし、これらの規則等のうち、本帆走指示書によって変更されたものを除く。
- 1.2 規則42 違反に対し、付則 P を適用する。
- 1.3 規則70.5(a)に規定されたとおり、プロテスト委員会の判決を最終とする。
- 1.4 [NP]は、この規則違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則60.1(a)を変更している。
- 1.5 規則63.1の中の規則30.4の後に、規則64.4(b)を挿入する。
- 1.6 国際470級及び国際420級について、クラス規則を変更し、マストトップに浮力体を取り付けることを許可する。

2. 競技者への通告

- 2.1 競技者への通告は、艇置場近くに設置された公式掲示板に掲示する。
- 2.2 [NP][DP]音響1声とともに掲揚される「D旗」は、「予告信号はD旗掲揚後30分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書（以下、「指示」という。）の変更は、それが発効する当日の当該種目の最初の予告信号の60分前までに公式掲示板に掲示される。
- 3.2 その日のレース海面は、当該レースの「D旗」掲揚までに掲示する。
- 3.3 レース日程の変更は、それが発効する前日の18時00分までに掲示する。

4. レース日程

- 4.1 レースの日程は、以下のとおりとする。
 - (1)引き続き行うレースは、その前のレースの各種目終了後、引き続き行う。
 - (2)天候等の事情により、競技日程およびレース海面は、レース委員会において変更することがある。

月日	時刻	スケジュール
7月14日 (土)	8:20～	受付
	8:30～	開会式
	引き続き	ブリーフィング
	9:50	470級 第1レース予告信号 引き続き420級、レーザー級、レーザーラジアル級の予告信号
		引き続きレースを行う。
7月15日	8:30～	ブリーフィング

(日)	9:15	その日最初のレースの予告信号
		引き続きレースを行う。

- 4.2 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に音響1声とともに「オレンジ色のスタート・ライン旗」を掲揚する。
- 4.3 7月15日(日)には、14時30分より後に予告信号を発しない。

5. クラス旗

クラス旗は以下のとおりとする。

クラス	クラス旗	旗色
470級	470級クラス旗	白地に青記章
420級	420級クラス旗	白地に青記章
レーザー級	レーザー級クラス旗	白地に赤記章
レーザーラジアル級	レーザーラジアル級クラス旗	緑地に赤記章

6. レース・エリア

- 6.1 宮城県七ヶ浜町小浜沖の「添付図2」に示す海面に、A、Bの2海面を設定する。
- 6.2 「添付図2」どおりのレース海面にならなくても、艇からの救済要求の根拠とはならない。この項は、規則62.1(a)を変更している。

7. コース

- 7.1 「添付図1」の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 7.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に「艇の帆走すべきコース」および「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。

8. マーク

マークは次のとおりとする。

コース/マーク	マーク 1,4s,4p	マーク 2,3s,3p	新しいマーク	スタートマーク/ フィニッシュマーク
トラペゾイド	黄緑色円錐台	黄色い円筒形	オレンジ色三角錐	レース委員会船とオレンジ色旗を掲揚しているマーク
風上・風下		—		

9. スタート

- 9.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。
- 9.2 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインから概ね50

m以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。

- 9.3 スタート信号後4分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。この項は、規則A4とA5を変更している。
- 9.4 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも「第1代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「第1代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。この項は、規則レース信号および規則29.2を変更している。

10. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

11. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。

12. タイム・リミットとターゲットタイム

- 12.1 規則 30.3 および指示 9.3 に違反しないでスタートした先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。この項は、規則 35、A4 および A5 を変更している。
- 12.2 タイム・リミットと目標時間は次の通りとする。

クラス	タイム・リミット	マーク 1 の目標時間	ターゲットタイム
470 級	60 分	15 分	35 分
420 級	60 分	15 分	40 分
レーザー級	60 分	15 分	40 分
レーザーラジアル級	60 分	15 分	45 分

マーク 1 の目標時間内に 1 艇もマーク 1 を通過しそうにない場合、レース委員会はそのレースを中止することができる。この項は規則 32.1 を変更している。目標時間通りにならなくても救済の根拠とはならない。これは規則 62.1 (a) を変更している。

- 12.3 スタート信号後にレースを中止する場合、艇に速やかに知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも、「N旗」「H旗の上にN旗」あるいは「A旗の上にN旗」を掲揚することがある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「N旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味は持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。この項は、規則レース信号および32.1を変更している。

13. 抗議と救済要求 [DP][NP]

- 13.1 抗議書はプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。
- 13.2 抗議締切時間は、その日の当該クラスの最終レース終了後 60 分とする。この時刻は公式掲示板に掲示される。
- 13.3 レース委員会、テクニカル委員会又はプロテスト委員会からの抗議を規則 61.1 (b) に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は抗議の通告を掲示する。
- 13.4 審問の場所及び時刻、抗議の当事者、又は証人として指名されたものを競技者に知らせるため、抗議締切時刻後 20 分以内に通告を掲示する。
- 13.5 指示 1.2 に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは掲示される。
- 13.6 審問の順序及び待機場所
- (1) 審問は基本的に受付順に行う。
 - (2) 当事者は、プロテスト委員会事務局前に待機していなければならない。
- 13.7 規則 77、付則 G、レース公示の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1 (a) を変更している。
- 13.8 大会最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
- (1) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
 - (2) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された後 20 分以内。
- この項は規則 66 を変更している。
- 13.9 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。この項は、規則 62.2 を変更している。

14. 得点

- 14.1 本大会は各クラスとも 5 レースが予定され、それぞれ 1 レースの完了をもって成立する。
- 14.2 艇の得点は、完了したレースが 4 レース以下の場合は全レースの合計得点とし、5 レース完了した場合は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

15. 安全規定 [NP]

- 15.1 出艇申告と帰着申告
- (1) 出艇しようとする艇の艇長は、その日の 8:30 から当該クラスの D 旗掲揚 10 分後までの間に大会本部に出される『出艇申告書』にサインをしてから出艇しなければならない。
 - (2) 帰着した艇の艇長（レース委員会が正当な理由があると認めた場合その代理人）は帰着後速やかに大会陸上本部の『帰着申告書』にサインをしなければならない。その日の最終レース終了後の帰着申告は、当該クラスの抗議締切時刻までに完了しなければならない。
 - (3) 帰着申告後に再出艇する場合（AP/H 旗、N/H 旗での帰着やリタイアによる帰着後の再出艇）は、随時出艇申告を受け付ける。サイン無しの再出艇は認められない。
- 15.2 リタイアしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れリタイアの意思を近くのレース委員会艇又はプロテスト委員会艇に可能な限り伝えなければならない。競技者は指示 17.1 (3) に従い帰着申告を行った後、速やかにレース委員会事務局で入手できる『リタイア報告書』を提出しなけ

ればならない。

- 15.3 レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的救助活動を行うことがある。この場合、艇からの救済の要求は認められない。これは規則 60.1(a)を変更している。
- 15.4 指示 17.1 の申告に関する手続きに誤りがあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、(確定順位+3)点の得点を与える。但し、(当該種目参加艇数+1)点を上回らない。これは規則 63.1、及び A4、A5 を変更している。なお引き続きレースが行われた場合には指示 17.1 (1) 及び (3) の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 17.1 (2) の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

16. 装備の交換と計測のチェック

- 16.1 損傷または紛失した装備の交換は、テクニカル委員会の事前の承認なしでは許可されない。装備の交換要請は、最初の妥当な機会に、テクニカル委員会に書面で提出しなければならない。
- 16.2 艇、または装備は、クラス規則と実施要項ならびに帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。水上で艇は、テクニカル委員会艇より検査のために、直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。

17. 運営艇

運営艇の識別旗は、以下のとおりとする。

運営艇	識別旗
レース委員会	白地に黒字「RC」
プロテスト委員会	白地に青字「JURY」

18. 支援艇・応援艇 [NP][DP]

- 18.1 支援艇は出艇から帰着するまでの間、レース委員会で用意する「ピンク色旗」を明確に掲揚しなければならない。
- 18.2 支援艇の出艇および帰着申告は、署名方式で行う。署名用紙は、大会本部に用意される。支援艇の出艇申告は、8時30分から受け付ける。なお、指示4に規定するいずれのクラスの「D旗」が掲揚されていない場合、支援艇もこれに従うものとする。支援艇の帰着申告は、その日の最終レースの最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から60分までとする。
- 18.3 艇および運営艇の運航を妨げてはならない。また最初にスタートするクラスの予告信号時刻からすべての艇がフィニッシュするか、もしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発した後2分間までは、艇がレースをしているエリアの50m以上の外側にいなければならない。
- 18.4 引き続きレースが行われる場合、支援艇は、艇がフィニッシュしてから次の予告信号が発せられるまでの間、艇がレースをしているエリアの外側で競技者への飲食物およびごみの授受支援を行うこ

とができる。ただし、レース委員会からの要請に基づく場合を除き、その他の物品の授受や、艇の曳航等の支援行為を行ってはならない。

- 18.5 天候等の状況により、レース委員会から支援艇に対する救助要請を行う場合、レース委員会艇に「赤十字旗」を掲揚する。この場合、指示21.4、21.3のなお書きおよび21.5のただし書き以下は適用されない。この救助要請に関して、クラス旗の上に掲揚された場合は、そのクラスのみに当該信号が適用される。指示21に違反するか、またはレース委員会艇の指示に従わない支援艇は、以後の出艇が許可されないほか、当該支援艇に関わるチームの艇は、レース委員会またはプロテスト委員会から抗議されることがある。

19. ごみの処分

ごみは、支援艇または運営艇に渡してもよい。

20. 無線通信

緊急の場合を除き、艇は無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。この制限は、携帯電話およびGPSにも適用する。

21. 賞

賞はレース公示に記載のとおりに与える。

22. 責任の否認

本大会は、競技者が自分自身の責任（規則4「レースをすることの決定」参照）において参加することが条件であることから、主催団体は大会前、大会期間中、大会後に生じた物的損傷または身体障害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

23. 帆走指示書に関する質問

23.1 帆走指示書に関する質問は、7月13日（金）午前10時までに文書で受け付ける。

23.2 質問の送り先は、次のとおりとし、質問についての回答は大会会場の公式掲示板に掲示する。

〈送付先〉

第73回国民体育大会セーリング競技 宮城県予選事務局

TEL(080)6009-2759

E-mail : kura2759@icloud.com

23.3 指示23.1以外での帆走指示書に関する質問は受け付けない。